

# 香芝市子ども読書活動アクションプラン

(第2次香芝市子ども読書活動推進計画)



香芝市教育委員会

令和元年5月



## 目 次

|             |                        |    |
|-------------|------------------------|----|
| <b>第1章</b>  | <b>第2次計画の策定に当たって</b>   |    |
|             | 1. 計画策定の背景             | 1  |
|             | 2. 子ども読書活動の現状          | 4  |
| <b>第2章</b>  | <b>第2次計画の基本的な考え方</b>   |    |
|             | 1. 計画の位置付け             | 7  |
|             | 2. 基本理念                | 7  |
|             | 3. 基本方針                | 7  |
|             | 4. 計画の対象               | 7  |
|             | 5. 計画の期間               | 7  |
| <b>第3章</b>  | <b>第2次計画推進に向けての取組み</b> |    |
|             | 1. 読書環境の整備             | 8  |
|             | 2. 読書機会の充実             | 9  |
|             | 3. 普及啓発の促進と人材育成・資質向上   | 11 |
|             | 4. 推進組織体制の整備           | 12 |
| <b>参考資料</b> |                        |    |
|             | 子どもの読書活動の推進に関する法律      | 13 |
|             | 策定過程                   | 14 |

## 第1章 第2次計画の策定に当たって

### 1. 計画策定の背景

#### (1) 子ども読書活動の意義

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で大切なものです。また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身につける重要な契機となるものでもあります。

しかし、情報化社会の進展によるテレビやゲーム、インターネット、スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の急速な普及や塾・習い事等の子どもを取り巻く環境の変化や多様化により、子どもの読書離れ、活字離れが懸念されています。

それだけに、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備することが重要といえます。

#### (2) 国の動向

子どもの読書活動を社会全体で支援するため、国では平成12年を「子ども読書年」と定め、平成13年には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備」を推進することとし、国や地方自治体の責務を定め、都道府県及び市町村は、「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努めることとしました。

これを受け、国は、翌年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の第1次計画を策定し、平成18年には第2次基本計画を、平成25年には第3次基本計画を、そして、平成30年4月に第4次基本計画を策定しました。

第4次基本計画では、第3次基本計画の結果を受けて、①読書習慣の形成に向け、発達段階に応じた取組みを推進すること、②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める取組みを充実させること、③情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関して実態を把握・分析することを主なポイントとしてあげ、「子どもの読書活動推進計画」未策定の市町村は計画策定を、策定済の市町村も計画の見直しに努める、としました。また、この間、平成17年

に「文字・活字文化振興法」が制定され、平成18年に「教育基本法」、平成20年に「社会教育法」及び「図書館法」、平成26年に学校司書の配置を努力義務として規定した「学校図書館法」の改正が行われ、子どもの読書活動に関する法制上の整備が行われました。さらに平成22年を「国民読書年」と定め、様々な取組みが行われました。

### **(3) 奈良県の動向**

奈良県では、国の基本計画に基づき、平成15年に「奈良県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年に「奈良県子ども読書活動推進計画－5年間（平成15年度～平成20年度）の成果と課題－」（第2次計画）を策定しています。その中で、①市町村の「子ども読書活動推進計画」策定へ向けての支援と働きかけ、②公立図書館が設置されていない自治体の環境整備、③小学校・中学校の図書標準の達成、④ボランティアが学校で活躍するための支援を今後の課題とし、方策を示しています。

### **(4) 香芝市の動向**

本市では、平成20年に「香芝市子ども読書活動推進計画」（以下「第1次計画」）。計画期間は平成20年度～平成24年度）を策定し、平成28年に第1次計画の報告書の取りまとめを行いました。従来からの学校に加え、保育所・幼稚園・学童保育所と新たに連携を図ることで、子どもが図書に接し、入手できる「場」や「機会」を拡充させることができた一方で、家庭での取組の推進や子どもの読書活動に関わる人材の育成と資質向上、学校図書館の機能強化、市民図書館と学校等関係諸団体との連携・支援体制の強化、実効性のある計画推進体制の構築が課題となりました。

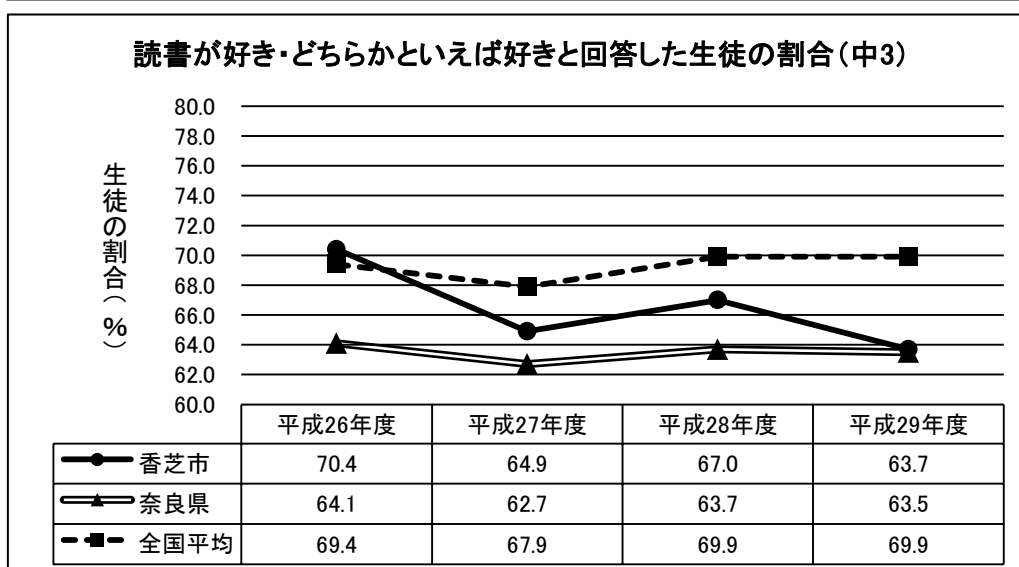
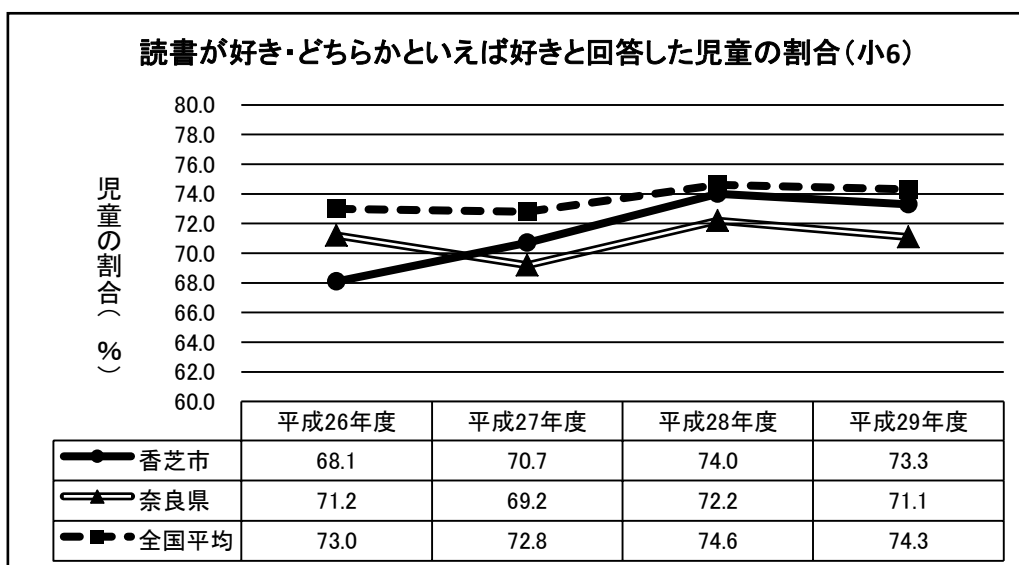
また、平成27年に策定された「第2次香芝市生涯学習推進基本計画」でも、「読書教育の推進」、「子ども読書活動の推進」等がうたわれています。

| 年       | 国                        | 奈良県                            | 香芝市                               |
|---------|--------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 平成 13 年 | 子どもの読書活動推進に関する法律         |                                |                                   |
| 平成 14 年 | 子供の読書活動推進に関する基本的な計画（第1次） |                                |                                   |
| 平成 15 年 |                          | 奈良県子ども読書活動推進計画                 |                                   |
| 平成 17 年 | 文字・活字文化振興法               |                                |                                   |
| 平成 20 年 | 子供の読書活動推進に関する基本的な計画（第2次） |                                | 香芝市子ども読書活動推進計画                    |
| 平成 23 年 |                          | 奈良県子ども読書活動推進計画<br>－ 5年間の成果と課題－ |                                   |
| 平成 25 年 | 子供の読書活動推進に関する基本的な計画（第3次） |                                |                                   |
| 平成 27 年 |                          |                                | 第2次香芝市生涯学習推進基本計画                  |
| 平成 28 年 |                          |                                | 香芝市子ども読書活動推進計画報告書<br>～ 5年間の歩みと課題～ |
| 平成 30 年 | 子供の読書活動推進に関する基本的な計画（第4次） |                                |                                   |

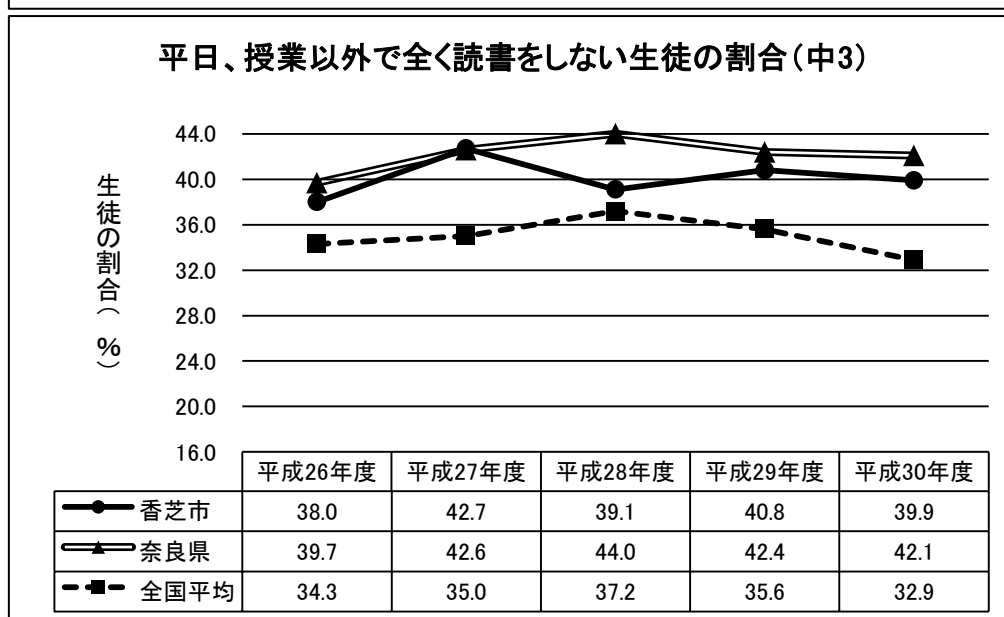
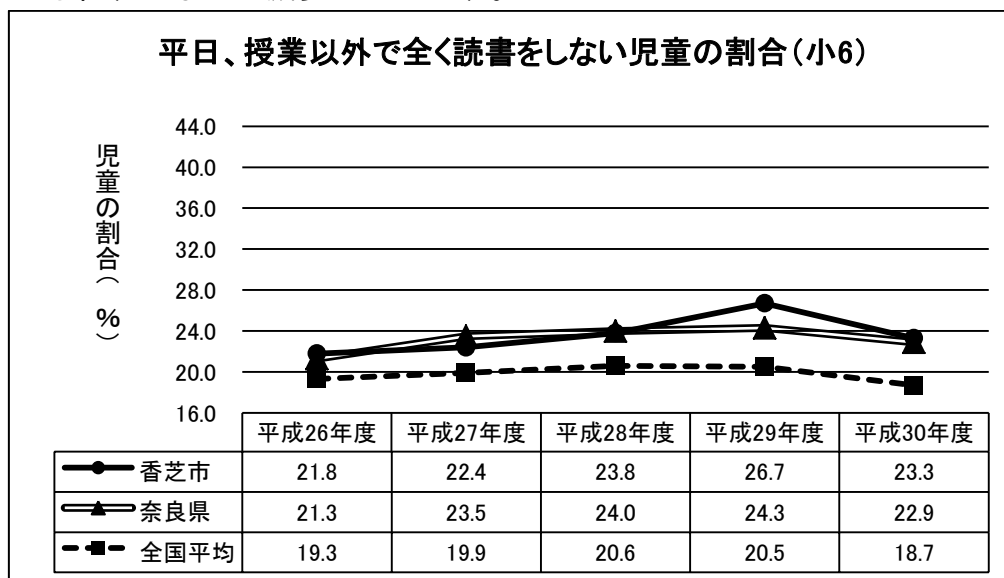
## 2. 子ども読書活動の現状

本市の子ども読書活動の現状を見るため、「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査の読書や図書館に関する質問結果の平成26年度～平成30年度（質問によっては平成29年度）の推移を取り上げます。

まず、本市の「読書が好き」な児童・生徒の割合ですが、小学6年生と中学3年生とも、全国平均を下回っています。小学6年生では、改善傾向にあり、全国平均との差も縮まる傾向にありますが、中学3年生では、逆に全国平均との差は拡大しています。

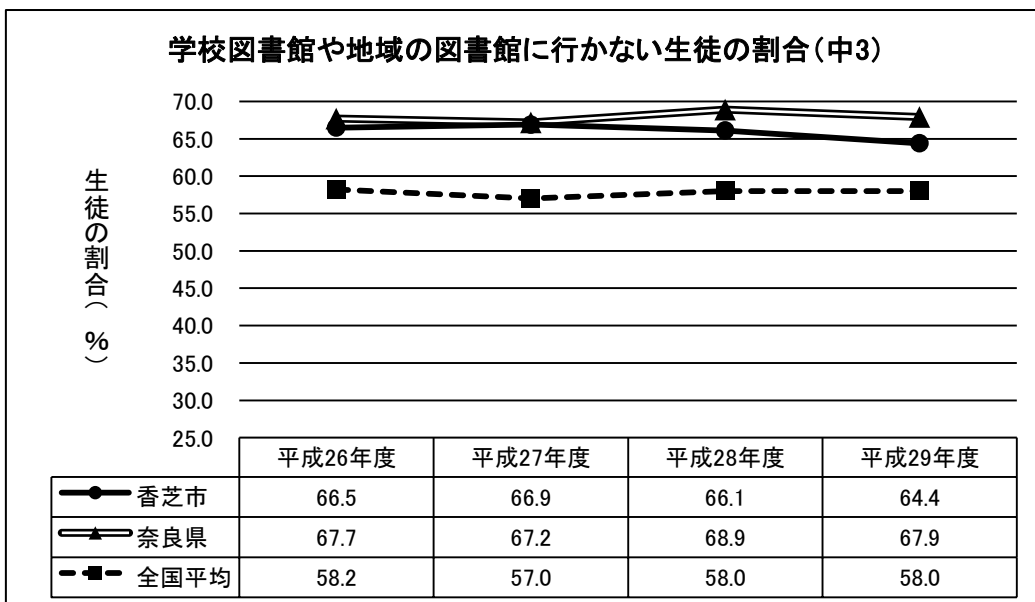
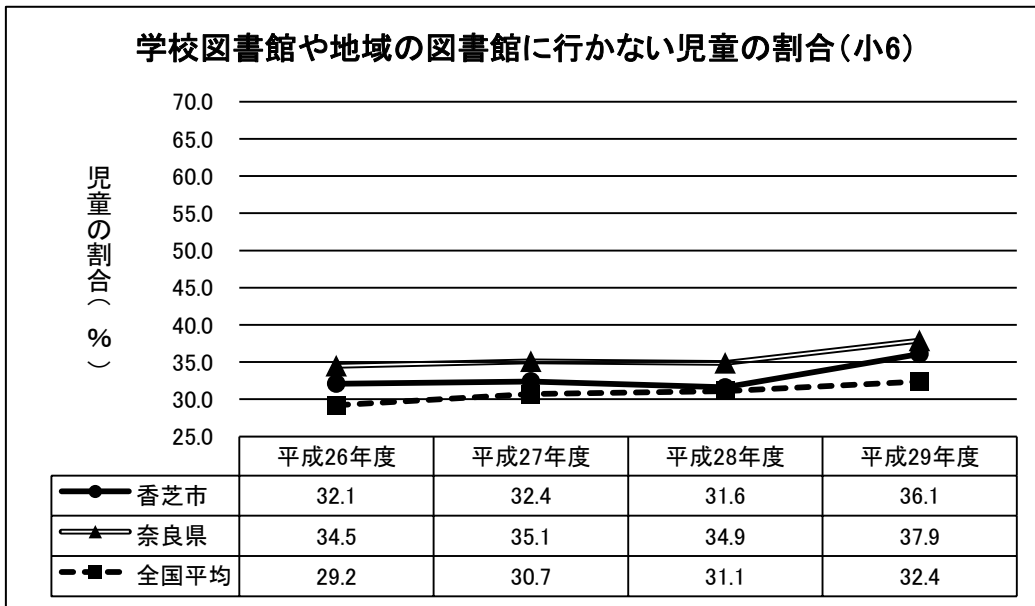


次に、「平日、授業以外で全く読書をしない」児童・生徒の割合（不読率）は、全国平均よりも高くなっています。しかしながら、小学6年生で平成29年度まで増加傾向にあったものが平成30年度には減少に転じており、中学3年生でもわずかながら減少しています。



また、学校図書館や地域の図書館へ行かない児童・生徒の割合も、全国平均よりは高い結果になっています。中学3年生は、全国平均よりも特に高い結果になっていますが、緩やかながら、減少傾向を見せています。





これらの結果から、本市は、全国平均と奈良県平均の間に位置する傾向にありますが、項目によっては、奈良県平均にも届かないものがあります。

特に、小学6年生の「不読率」は、平成30年度において、前年度よりも改善傾向が見られましたが、まだ奈良県平均よりも高い状態にあるため、さらなる取組みが必要です。また、学校図書館や地域の図書館へ行かない児童・生徒の割合も高いことから、子どもの身近にいつでも気軽に利用できる環境の整備に向けた取組みも必要です。

## **第2章 第2次計画の基本的な考え方**

### **1. 計画の位置付け**

この計画は、国や県の動向を踏まえ、「第4次香芝市総合計画」や「第2次香芝市生涯学習推進基本計画」との整合性を図りながら、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画として、本市における子ども読書活動の基本方針を示すとともに、今までの様々な取組を整理、体系化し、計画的な推進を図るものです。

### **2. 基本理念**

第1次計画の基本理念を引き継ぎ「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うこと」を目指します。

### **3. 基本方針**

基本理念の実現に向け、次の4点を基本方針として、様々な施策を進め、「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査や同種の調査による「不読率」を全国平均レベルに近づけることを目標とします。

- ①読書環境の整備
- ②読書機会の充実
- ③普及啓発の促進と人材育成・資質向上
- ④推進組織体制の整備

### **4. 計画の対象**

この計画の対象は、概ね18歳以下の子どもを対象とします。また、家庭・地域、図書館、学校等の子どもの読書活動と関わりのある市民や団体、関係者も対象とします。

### **5. 計画の期間**

この計画の期間は、令和元年度から概ね5年間を目途とし、必要に応じて見直しを行います。

## 第3章 第2次計画推進に向けての取組み

### 1. 読書環境の整備

#### 【施策の方向性】

保育所・幼稚園・認定こども園、学校、市民図書館等における図書の充実を図るとともに、各機関が連携して、子どもが身近で図書と出会える読書環境の整備に努めます。

#### 【具体的な取組み】

##### ①保育所・幼稚園・認定こども園における取組み

- ・ 図書の購入や市民図書館のリサイクル図書の活用により、各園に設置されている図書コーナーや保育室の図書の充実に努めます。
- ・ 市民図書館との連携による団体貸出や巡回文庫<sup>\*1</sup>の積極的な活用を図り、子どもが多く図書と出会うように努めます。

##### ②学校における取組み

- ・ 計画的な図書の購入や地域・家庭への図書の寄贈の働きかけ、市民図書館との連携による団体貸出や団体貸出資料搬送便<sup>\*2</sup>、リサイクル図書の活用等で、学校図書館（室）や学級文庫、校内の図書コーナー等の図書の充実や更新に努めます。
- ・ 配置や展示を工夫し、子どもが利用しやすい学校図書館（室）の環境作りに努めます。
- ・ 学校や保護者・学校ボランティア等が連携・協力して、子どもがいつでも気軽に利用できる学校図書館（室）を目指します。
- ・ 司書教諭や図書担当教諭が学校図書館（室）の運営に十分な役割を果たせるよう、全校的な協力体制の確立に努めます。

##### ③市民図書館における取組み

- ・ 図書の購入や寄贈受入により児童図書や中学・高校生向け図書の充実を図り、古くなった図書や汚破損図書の更新に努めます。
- ・ 団体貸出や巡回文庫、団体貸出資料搬送便等の配本ネットワークの整備を通じて、日常的な来館困難な子どもへのサービスの充実と図書の有効活用に努めます。
- ・ 近年のICT技術の進展に伴い普及が進む電子書籍やデジタル絵本等の導入によるいつでもどこでも読書が楽しむことのできる環境の構築に向けて、研究を進めていきます。

- ・点字図書や大活字図書、布の絵本、他言語の図書等、障害のある子どもや配慮が必要な子どもに応じた資料の収集に努めます。

#### ④その他の関係機関における取組み

- ・学童保育所（放課後児童健全育成事業）では、施設内の図書の充実を図るとともに、市民図書館の連携による巡回文庫の積極的な活用に努めます。
- ・教育委員会では、保育所・幼稚園・認定こども園、学校等の活動を支援する体制の構築に努めます。

##### ※用語解説

##### \*1「巡回文庫」:

子どもの読書環境の充実と図書館資料の利用促進を目的として、対象の各施設を移動図書館車「ぶっくる号」等で巡回し、貸出や配本、読み聞かせ等を行うもの。現在、保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所が対象。

##### \*2「団体貸出資料搬送便」:

対象の各施設からの依頼に基づき、貸出資料の配本・回収を行うサービスのこと。

## 2. 読書機会の充実

### 【施策の方向性】

地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、市民図書館等、様々な場所や発達段階で切れ目なく、子どもが図書と出会い、自発的な読書活動へと発展していくよう、読書機会の拡充に努めます。

### 【具体的な取組み】

#### ①保育所・幼稚園・認定こども園における取組み

- ・日々の保育の中に読み聞かせを積極的に取り入れ、子どもが読書に親しむ機会の拡充に努めます。
- ・日々の読み聞かせ以外に、「えほんのひろば<sup>\*3</sup>」や図書館見学、定期的な図書の貸出等、子どもが図書と触れ合える機会の確保に努めます。

#### ②学校における取組み

- ・朝の一斉読書の時間や図書の時間を継続し、子どもの読書機会の確保に努めます。
- ・「読書週間」等の読書活動に関わる行事の企画・実施に努めます。また、各校の実践状況について、学校間で情報交換を行い、活動の充実を図ります。

- ・地域や学校ボランティア、市民図書館等と連携して、ブックトーク<sup>\*4</sup> や ストーリーテリング<sup>\*5</sup>、「えほんのひろば」等を行い、子どもの読書への関心を促していきます。
- ・学校図書館（室）の利用方法等を紹介するオリエンテーション等の実施により、子どもの図書館利用に対する理解を深め、学校図書館（室）を活用した学習の推進に努めます。
- ・図書館見学や職場体験を通して、図書館に親しみ、読書への関心の向上に努めます。

### ③市民図書館における取組み

- ・おはなし会や「えほんたいむ<sup>\*6</sup>」、ブックトーク等、子どもの読書のきっかけとなる行事や事業を継続して実施します。
- ・読書相談やレファレンス<sup>\*7</sup>を通じて、子どもの読書や学習活動の支援を行います。
- ・図書館見学や職場体験の受入を継続して行い、図書館業務の体験等を通じて、読書や図書館についての理解を深めてもらうよう努めます。
- ・子どもの読書や図書館への関心を高め、子どもが主体性を持って読書に親しめるような新たな内容の取組みを進めます。

### ④その他の関係機関における取組み

- ・学童保育所や放課後子ども教室では、読み聞かせ等、子どもが読書に親しむ活動を行うよう努めます。

#### ※用語解説

\*3「えほんのひろば」:

絵本や写真集等を表紙が見えるように並べ、子どもが自由に読みたい本に出会える場の中で、子どもも大人も一緒に楽しむことができる。

\*4「ブックトーク」:

テーマに沿って何冊かの本を組み合わせて紹介するもので、子どもの読書の幅を広げる方法の一つである。

\*5「ストーリーテリング」: 昔話や物語を覚えて語ること。素話ともいう。

\*6「えほんたいむ」:

ブックスタートのフォローアップ事業として、平成15年に開始。絵本の読み聞かせや手遊び等を行っている。

\*7「レファレンス」: 利用者が探している資料や情報を検索・回答・提供すること。

### 3. 普及啓発の促進と人材育成・資質向上

#### 【施策の方向性】

保護者等の子どもの周囲の大人が、子どもの読書活動に対する理解を深めるため、様々な普及啓発活動を実施するとともに、子どもの読書活動に関わる人材の育成と資質向上に努めます。

#### 【具体的な取組み】

##### ①保育所・幼稚園・認定こども園における取組み

- ・ 保育参観等の行事や「園だより」を通じて、読み聞かせや読書の習慣付けの意義や大切さを保護者に周知するよう努めます。
- ・ 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の子どもの読書活動に関する知識の向上と理解促進に努めます。

##### ②学校における取組み

- ・ 「図書だより」や「学校だより」等において、推薦図書の紹介や読書の大切さについての啓発に努めます。
- ・ 司書教諭や図書担当教諭を主として、できるだけ多くの教職員が、学校図書館に関する研修に参加するよう努めます。
- ・ 学校ボランティアの受入れと育成に努めます。

##### ③市民図書館における取組み

- ・ 「図書館だより」等の紙媒体、図書館ホームページ、市のSNS等を活用して、テーマ展示図書や新着図書、イベント等の子ども読書活動に関する情報を積極的に発信していきます。
- ・ 年齢に応じた推薦図書を紹介するブックリストを作成し配布する他、図書館ホームページにも掲載します。
- ・ 各家庭において、テレビやゲーム等から離れ、家族や親子で一緒に読書をする「ノーテレビ・ノーゲームデー」等のような日や時間帯の設定を呼びかけるとともに、「こども読書週間」、「読書週間」等にあわせて、啓発にむけた取組に努めます。
- ・ 児童サービスの担当者を養成するとともに、資質の向上に努めます。
- ・ 子ども読書活動推進のための講座や講演会を開催し、ボランティアの育成と資質向上を図るとともに、図書館関係団体等の活動を支援していきます。

#### ④その他の関係機関における取組み

- ・児童福祉課では、ブックスタート<sup>\*8</sup> 事業を継続して実施し、子育て支援と乳幼児期の家庭での読書活動の推進に努めます。また、担い手である子育てサポーターに子ども読書活動の大切さを啓発していきます。

##### ※用語解説

\*8「ブックスタート」:

絵本を介して親子のコミュニケーションを図ってもらうことを目的としたもので、イギリスで1992年に始まった。本市では、4ヶ月健診時に絵本やブックリスト、子育て関連の資料等を手渡している。

## 4. 推進組織体制の整備

### 【施策の方向性】

家庭、地域、学校、市民図書館等が連携・協力して子どもの読書活動の一層の推進を図るため、それを支える効果的な推進組織体制の整備を進めます。

### 【具体的な取組み】

- ・保育所・幼稚園・認定子ども園、学校、市民図書館等がより密に連携して、子ども読書活動を推進していくため、市内の読書環境整備を横断的に担当する部署を定め、当該部署に子ども読書支援担当の司書職員を配置します。
- ・子ども読書支援担当の司書職員が主として、保育所・幼稚園・認定こども園、学校等の関係機関への支援を行い、学校図書館教育研究会に参加する等の手段により学校等の関係機関との情報共有や連絡体制の整備を図ることで、子ども読書活動を推進していきます。
- ・学校図書館の支援体制を強化するため、読書環境整備の担当部署に学校図書館支援センター<sup>\*9</sup> 機能の付与を検討します。

##### ※用語解説

\*9「学校図書館支援センター」:

地域内の学校図書館の運営や活動等に対する支援を目的として設置された部署や施設のこと。

## 参考資料

### ●子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に



報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## ●策定過程

- ・平成30年8月、市民図書館を事務局として骨子案の作成後、教育委員会各部局と協議のうえ素案を作成。
- ・平成31年1月、市内の保育所長・幼稚園長・認定こども園長、小・中学校長、関係のボランティア団体に素案の内容確認を依頼
- ・平成31年2・3月、パブリックコメント募集

香芝市子ども読書活動アクションプラン  
(第2次香芝市子ども読書活動推進計画)

発行日 令和元年5月

発行者 香芝市教育委員会

〒639-0292 奈良県香芝市本町 1397 番地